

|                                                                             |                 |     |               |
|-----------------------------------------------------------------------------|-----------------|-----|---------------|
| 判決年月日                                                                       | 平成２２年９月１５日      | 担当部 | 知的財産高等裁判所 第２部 |
| 事件番号                                                                        | 平成２２年（ネ）第１０００１号 |     |               |
| ○ 大韓民国に本店を有する在外法人に対する特許侵害予防等請求訴訟につき，国際裁判管轄を認めず訴えを却下した原判決を取り消し，事件を原審に差し戻した事例 |                 |     |               |

(関連条文) 民訴法5条9号, 特許法101条1号

1 日本法人である控訴人(一審原告)は、大韓民国法人で肩書地に本店を有する被控訴人(一審被告)に対し、控訴人の有する日本特許権(発明の名称「モータ」, 登録日 平成17年6月17日)に基づき、①特許法100条1項に基づく被告物件の譲渡の申出の差止めと、②不法行為に基づく損害賠償金300万円及びこれに対する遅延損害金の支払を求めた。

原判決は、被控訴人が我が国において被告物件の譲渡の申出を行った又はそのおそれがあるとは認められないから、上記①及び②の請求のいずれについても我が国の国際裁判管轄を肯定できない等として、本件訴えを却下する旨の判決をした。

2 本判決は、次のとおり判示するなどして、原判決を取り消し、事件を原審に差し戻した。

(1)「日本国裁判所たる当裁判所が審理判断するに当たり、本件のような渉外的要素を含む事件に我が国の国際裁判管轄を肯定すべきかどうかは、これに関する我が国の成文の法律や国際的慣習法が認められない現時点(口頭弁論終結時たる平成22年7月7日)においては、当事者間の公平や裁判の適正・迅速の理念により、条理に従って決定するのが相当と解される(日本の裁判所の管轄権に関する民訴法の改正案が先の国会に提出されたことは当裁判所に顕著であるが、未だ成立に至っていない)。

そして、上記条理の内容としては、我が国の民訴法の規定する国内裁判籍のいずれかが我が国内にあるときは、原則として、我が国の裁判所に提起された訴訟事件につき、被告を我が国の裁判権に服させるのが相当であるが、我が国で裁判を行うことが当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念に反する特段の事情があると認められる場合には、我が国の国際裁判管轄を否定すべきものと解される(最高裁昭和56年10月16日第二小法廷判決・民集35巻7号1224頁, 同平成9年11月11日第三小法廷判決・民集51巻10号4055頁等参照)。

一方、本件訴えは、前記のとおり、①特許権に基づく差止請求及び②不法行為に基づく損害賠償請求であり、これらは特許権又は金銭債権という財産権上の訴えであるが、これらについて、国内管轄に関する民訴法5条(財産権上の訴え等についての管轄)との関係を検討すると、次のとおりである。

すなわち、上記②の不法行為に基づく損害賠償請求は、その文言解釈として民訴法5条9号にいう「不法行為に関する訴え」に該当することは明らかであり、また、①の特許権に基づく差止請求は、被控訴人(一審被告)の違法な侵害行為により控訴人(一審原告)の特許権

という権利利益が侵害され又はそのおそれがあることを理由とするものであって、その紛争の実態は不法行為に基づく損害賠償請求の場合と実質的に異なるものではないことから、裁判管轄という観点からみると、民訴法5条9号にいう「不法行為に関する訴え」に含まれるものと解される(最高裁平成16年4月8日第一小法廷決定・民集58巻4号825頁参照)。

そして、本件訴えの国際裁判管轄の有無に関して斟酌される民訴法5条9号の適用において、不法行為に関する訴えについて管轄する地は「不法行為があった地」とされているが、この「不法行為があった地」とは、加害行為が行われた地(「加害行為地」)と結果が発生した地(「結果発生地」)の双方が含まれると解されるところ、本件訴えにおいて控訴人(一審原告)が侵害されたと主張する権利は日本特許第3688015号であるから、不法行為に該当するとして控訴人が主張する、被控訴人(一審被告)による「譲渡の申出行為」について、申出の発信行為又はその受領という結果の発生が客観的事実関係として日本国内においてなされたか否かにより、日本の国際裁判管轄の有無が決められることになることになると解するのが相当である。」

(2)「以上の認定事実、すなわち、被控訴人が英語表記のウェブサイトを開設し、製品として被告物件の一つを掲載するとともに、「Sales Inquiry」(販売問合せ)として「Japan」(日本)を掲げ、「Sales Headquarter」(販売本部)として、日本の拠点(東京都港区)の住所、電話、Fax番号が掲載されていること、日本語表記のウェブサイトにおいても、「Slim ODD Motor」を紹介するウェブページが存在し、同ページの「購買に関するお問合せ」の項目を選択すると、「Slim ODD Motor」の販売に係る問い合わせフォームを作成することが可能であること、控訴人営業部長が、被控訴人の営業担当者がODDモータについて我が国で営業活動を行っており、被告物件がA社やB社において、製品(ODD)に搭載すべきか否かの評価の対象になっている旨陳述書で述べていること、被控訴人の経営顧問Aが、その肩書と被控訴人の会社名及び東京都港区の住所を日本語で表記した名刺を作成使用していること、被告物件の一つを搭載したDVDマルチドライブが国内メーカーにより製造販売され、国内に流通している可能性が高いことなどを総合的に評価すれば、控訴人が不法行為と主張する被告物件の譲渡の申出行為について、被控訴人による申出の発信行為又はその受領という結果が、我が国において生じたものと認めるのが相当である。」

(3)「進んで、前記にいう特段の事情の有無について検討する。

本件請求は、我が国に所在し日本法人である控訴人が、日本国特許権である本件特許権に基づいて、裁判を受ける権利の行使として、我が国において被控訴人が被告物件の譲渡の申出を行うことの差止めと損害賠償を求めているのであり、その準拠法も本件特許権の登録国法である日本国特許法になると解される(最高裁平成14年9月26日第一小法廷判決・民集56巻7号1551頁参照)。したがって、我が国の裁判所が、本件請求を審理判断することは、裁判の適正・迅速を期する理念に沿うものといえるのに対し、控訴人が被控訴人の本店が存する大韓民国において差止請求等を提起したとしても、上記認定事実に鑑みれば、同国の裁判所が国際裁判管轄を肯定する可能性は必ずしも高くはないものと解される。

他方、被控訴人は、東京都において販売の拠点を設けそのことを自らウェブサイト

において開示するとともに、英語表記のウェブサイトにおいて被告物件について製品紹介を行い、当該製品が日本にも流通していることを認識しているだけでなく、日本語表記のウェブサイトにおいて被告物件を含むODDモータの購入問い合わせを可能としているのであるから、当該物件に関して我が国において侵害訴訟等が提起されることは予想の範囲内のことということもできる。さらに、被控訴人は、全世界に展開する大韓民国屈指の大企業であるサムスングループに所属する企業であって、自らも海外に多数の支店を設けている。

これらの事情からすれば、我が国の裁判所において本件請求に応訴することを被控訴人に求めることは、当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念に反するとはいえないものであり、国際社会における裁判機能の分配の観点からみても、我が国の裁判権の行使を正当とするに十分な法的関連性があるから、我が国の国際裁判管轄を否定すべき特段の事情があると認めることはできない。」